

令和5年

第7回

石川町議会定例会提出議案書

令和5年 9月28日提出

第7回石川町議会定例会提出議案

報告第 3号	令和4年度石川町健全化判断比率について	1
報告第 4号	令和4年度石川町資金不足比率について	2
報告第 5号	債権放棄の報告について	3
議案第63号	石川町役場庁舎等建設基金の設置、管理 及び処分に関する条例を廃止する条例	4
議案第64号	石川町税特別措置条例の一部を改正する条例	5
議案第65号	令和4年度石川町一般会計歳入歳出決算認定について	7
議案第66号	令和4年度石川町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定について	7
議案第67号	令和4年度石川町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について	8
議案第68号	令和4年度石川町介護保険特別会計 歳入歳出決算認定について	8
議案第69号	令和4年度石川町母畑財産区特別会計 歳入歳出決算認定について	9
議案第70号	令和4年度石川町中谷財産区特別会計 歳入歳出決算認定について	9
議案第71号	令和4年度石川町土地開発事業特別会計 歳入歳出決算認定について	10
議案第72号	令和4年度石川町宅地造成事業特別会計 歳入歳出決算認定について	10
議案第73号	令和4年度石川町水道事業会計 剰余金の処分及び決算の認定について	11
議案第74号	令和5年度石川町一般会計補正予算（第5号）	12
議案第75号	令和5年度石川町国民健康保険 特別会計補正予算（第1号）	12

議案第76号	令和5年度石川町後期高齢者医療 特別会計補正予算（第1号）	……	12
議案第77号	令和5年度石川町介護保険 特別会計補正予算（第2号）	……	13
議案第78号	令和5年度石川町宅地造成事業 特別会計補正予算（第1号）	……	13
議案第79号	路線の町道認定について	……	14

報告第 3号

令和4年度石川町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度石川町健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

令和4年度石川町健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5.2	6.0

報告第 4号

令和4年度石川町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度石川町資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

令和4年度石川町資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
石川町水道事業会計	—
石川町宅地造成事業特別会計	—

報告第 5号

債権放棄の報告について

石川町債権管理条例（令和3年条例第33号）第16条の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条例第18条の規定により報告する。

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

債権の名称	放棄した債権の額	放棄した事由
水道料金	33,484円	限定承認・相続放棄・相続人不在
	680,705円	消滅時効の完成

議案第63号

石川町役場庁舎等建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町役場庁舎等建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

石川町役場庁舎等建設基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和59年条例第32号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年10月31日から施行する。

提案理由

石川町役場新庁舎が完成し、その後も大きな課題もなく歳月が経過していることから、基金設置の目的が終了したため。

議案第64号

石川町税特別措置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町税特別措置条例の一部を改正する条例

石川町税特別措置条例（昭和59年条例第1号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(過疎地域における課税免除)</p> <p>第3条の3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下この条において「法」という。)第2条第2項の規定による公示の日(以下この条において「公示日」という。)から令和6年3月31日までの期間(当該地域が当該期間内に当該過疎地域に該当しないこととなる場合には、当該公示日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、同条第1項に規定する過疎地域の区域(令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第42条の規定により過疎地域とみなされることとなる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域に限る。次項において同じ。)又は法附則第5条に規定する特定市町村の区域(法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項</p>	<p>(過疎地域における課税免除)</p> <p>第3条の3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下この条において「法」という。)第2条第2項の規定による公示の日(以下この条において「公示日」という。)から令和6年3月31日までの期間(当該地域が当該期間内に当該過疎地域に該当しないこととなる場合には、当該公示日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、同条第1項に規定する過疎地域の区域(令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第42条の規定により過疎地域とみなされることとなる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域に限る。次項において同じ。)又は法附則第5条に規定する特定市町村の区域(法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項</p>

現行	改正案
<p>の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次項において同じ。)のうち法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号。以下この項において「省令」という。)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下この項において「特別償却設備」という。)の取得等(法第23条に規定する取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項 _____ に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。)をいう。)をした青色申告者等(以下この項において「特別償却設備設置者」という。)に対しては、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることになった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。</p>	<p>の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次項において同じ。)のうち法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号。以下この項において「省令」という。)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下この項において「特別償却設備」という。)の取得等(法第23条に規定する取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。)をいう。)をした青色申告者等(以下この項において「特別償却設備設置者」という。)に対しては、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることになった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

租税特別措置法施行令の一部改正により、石川町税特別措置条例を改正する必要があるため。

議案第65号

令和4年度石川町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度石川町一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年度石川町一般会計歳入歳出決算……………別冊

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第66号

令和4年度石川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度石川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年度石川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第67号

令和4年度石川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度石川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年度石川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第68号

令和4年度石川町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度石川町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年度石川町介護保険特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第69号

令和4年度石川町母畑財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度石川町母畑財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年度石川町母畑財産区特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第70号

令和4年度石川町中谷財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度石川町中谷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年度石川町中谷財産区特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第71号

令和4年度石川町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度石川町土地開発事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年度石川町土地開発事業特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第72号

令和4年度石川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度石川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年度石川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算……………別冊

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第73号

令和4年度石川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度石川町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて、同法第30条第4項の規定により、令和4年度石川町水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年度石川町水道事業会計決算……………別冊

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第74号

令和5年度石川町一般会計補正予算（第5号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第75号

令和5年度石川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第76号

令和5年度石川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第77号

令和5年度石川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第78号

令和5年度石川町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第79号

路線の町道認定について

上記の議案を提出する。

令和5年 9月28日提出

石川町長 塩田金次郎

路線の町道認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、下記のとおり路線を町道認定するため、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点
町道4151号線	石川町字関根172番地先	石川町字関根173番地先

提案理由

町道4033号線から新たに建設する認定こども園を結ぶ重要な路線を町道に認定するため。

